

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第128号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成25年5月22日 19時00分ごろ
発生場所	香川県丸亀市丸亀港北方沖 丸亀港昭和町防波堤灯台から真方位001° 1,550m付近 (概位 北緯34° 19.1′ 東経133° 46.1′)
事故等調査の経過	平成25年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利運搬船 第三澤西丸、493トン 132280、澤西建設株式会社 B 漁船 泰一丸、6.6トン KA2-1806（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 漁網が切断
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか2人が乗り組み、海砂約1,400tを積載して丸亀港を出港し、航海士Aが単独の船橋当直に就き、約7ノットの対地速力で自動操舵により、丸亀市本島西岸を船首目標とし、約347°の針路で備讃瀬戸南航路に向けて航行した。 航海士Aは、出港操船を終えた船長Aから当直を引き継ぐ際、肉眼で前路の状況の確認を行い、舵輪後方の椅子に座って操船していたところ、平成25年5月22日19時00分ごろ、A船が、B船のさわら流し網に接触し、同網が損傷した。 航海士Aは、自船の右舷付近に接近して来たB船の船長Bから、さわら流し網の上を航行したことを告げられ、停船して網のある方向を見たものの、確認できず、日が暮れてきて同網に設置された緑灯を確認した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、丸亀港北方沖の海面に長さ約800mのさわら流し網を南北方向に入れ、網の北端に赤色の標識灯、南端に緑色の標識灯を表示し、網の近くに漂泊していたところ、船長Bが、さわら流し網に進入する針路で接近するA船を認め、網の存在を知らせるために回転灯を点灯して接近したが、A船がB船のさわら流し網の上を航行した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：19時05分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、双眼鏡を船橋に設置していた。 航海士Aは、丸亀港の出入港経験が約10回あった。 航海士Aは、網に気付けば、避けていたが、本事故当時、さわら流し網に気付かなかった。 さわら流し網漁の標識灯は、海面上約80cmにあり、本体の色は白色であり、旗は表示していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は北進中、B船は漂泊してさわら流し網漁の操業中、丸亀港北方沖において、B船のさわら流し網にA船が接触したものと考えられる。 航海士Aは、操業中のさわら流し網に気付かなかったことから、A船が、さわら流し網の上を航行して同網を損傷したものと考えられる。 船長Bは、操業中のさわら流し網に進入する針路で航行するA船を認め、網の存在を知らせようと思い、回転灯を点灯してA船に接近したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、丸亀港北方沖において、A船が北進中、B船が漂泊してさわら流し網漁の操業中、航海士Aが操業中のさわら流し網に気付かなかったため、A船が、さわら流し網の上を航行したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Bは、本事故後、さわら流し網の両端に設置している^{あぼ}浮子を見やすくするため、約50cm四方のものから約100cm四方のものに取り換えた。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、操業中の漁船の網を見落とさないよう、双眼鏡を使用するなどして見張りを適切に行うこと。</p>